

石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立

下 向 井 龍 彦

はじめに

私は旧稿「中世の呉」⁽¹⁾において、石清水八幡宮寺領呉保について論じたさい、『大日本古文書』(石清水文書之一)以下の刊本史料の保元三年(一一五八)十二月三日官宣旨にみえる安芸国「美別府」は「呉別符」の誤読ではないかという疑問を提起し、原文書または影写本で確かめてみることを予告しておいた。その後、東京大学史料編纂所で石清水文書の写真版を閲覧し、石清水八幡宮社務所の許可を得て史料編纂所所蔵写真版の複成許可をうけ(複成許可番号六二〇五一)、私の推定にまちがいないことを確かめることができた。

そこで小論では、原文書の関係箇所を掲載して従来⁽²⁾の積文「美別府」が「呉別符」の誤読であることを明らかにし、さらに「呉別符」とした場合、石清水八幡宮寺領呉保の成立過程をどのように理解することが可能になるかについての一つの試論を示してみたいと思う。無論、中世前期の呉の歴史を具体的に語る確実な史料といえは、上記史料の外には一二世

紀後半にあいついで確認される「安摩荘呉浦」「呉保」の二つの名称(行政Ⅱ徴税領域)だけであり、「呉別符」を含め三つの名称が登場する文書以外に考察する直接の手がかりはない。いきおい、より広域的規模での動向や一般的傾向と関連づけて論ぜざるを得ず、多くを推論や想像で埋めなければならぬことになる。この点、はじめにお断りしておく。

一、美別府か呉別符か

保元三年十二月三日、石清水八幡宮寺別当兼極楽寺院主勝清の要請をうけ、太政官は宮寺領の私処分停止、宮寺領にたいする別当院主沙汰権の確立を承認する官宣旨を与えた。この官宣旨は、石清水八幡宮寺に原本が残されているが(田中文書八桐九箱四V)、そこに列挙された宮寺領荘園群三四ヶ国一〇四カ荘(別宮)の中に、

安藝國

天引村 三入保

の記載が見いだされる。ここで問題にしたいのは、「天別府」をどう読み、その所在地をどこに比定すべきであるか、ということである。

従来、『大日本古文書』石清水文書之一（明治四十二年刊）以下、『石清水八幡宮史』史料編第五輯（昭和一〇年刊）、『平安遺文』第六卷（昭和三九年刊）、『広島県史』古代中世史料編Ⅴ（昭和五五年刊）など、すべての刊本でこれを「美別府」と読んでいる。すべて『大日本古文書』の積文を踏襲したのであろう。そして、清水正健編『莊園志料』は「美別府」を「未勘郡」の項に入れ、『広島県史』原始古代編・中世編ともに所在不明とし、『角川日本地名大辞典』（広島県）は「みのべつぶ」と訓じ「比定地未詳」としている。「美別府」と読んだ場合、安芸国内に比定すべき地名を見いだすことはできないのである。

ところで、原文書を従来の翻刻「美別府」と並べてみてただちに指摘できる誤読は、「府」である。すなわち、原文書の書体は「符」であり、これはあきらかに「符」の異体字「苻」である。

さてつぎに、「天別府」の「天」の書体に注目したい。すべての刊本は、この書体を「美」と翻刻している。一見しただけでは「美」と読んでまちがいなさそうにみえる。だが本文書に登場する「美」字のすべてを取り出して比べてみると、書体が明瞭に異なっていることに気がつく。原文書には

他に五箇所「美」字が出てくる。すなわち、(イ)「美渡園」、(ロ)「美作園」、(ハ)「曾美庄」、(ニ)「美作園」、(ホ)「美渡庄」である。該文字だけを取り出してさらに比べてみると、これまで「美別府」と読んできた「天」に対して、(イ)「天」(ロ)「天」(ハ)「天」(ニ)「天」(ホ)「天」であり、あきらかに字体が異なる。「美」字すべてにあるたすぎが、「天」にはない。また「天」の第一筆と第二筆は「ム」ではなくて「ロ」とみるべきである。どうやら「天」は「異」と読んでよさそうである。以上の書体の比較によつて、従来の積文「美別府」は「異別符」の誤読であることが明らかになったと思う。

右の結論は、保元三年と元暦二年（一一八五）の石清水八幡宮寺領莊園群の対比によつていっそう補強される。「表」を見ればあきらかなように、保元三年段階の石清水八幡宮寺領莊園群のうちで、元暦二年頼朝下文が対象とする諸国に所在する莊園は、安芸国を除きすべて頼朝下文に登場し、一つの莊園も消えていない。安芸国だけ、「美別府」「三入保」が「松崎別宮」「異保」と入れ替わっているのである。このうち、「三入保」は、養和元年（一一八一）十二月八日の、新熊野社領二八箇所に対する役夫工米等の勅・院事臨時雑役賦課の停止を命じた後白河院序下文に、「安芸国三入庄」として登場してくる。つまり、保元三年から養和元年までの間に石清水八幡宮寺領三入保から新熊野社領三入庄にかわつたので

表 平安末期の中国筋の石清水八幡宮寺領

国名	保元三年	元暦二年
淡路	垣口荘	垣口荘 鳥養荘 牧石荘 会料米
播磨	継荘 船曳荘 魚吹別宮 (贍原荘 松原荘 赤穂荘)	継荘 船曳荘 魚吹別宮 松原荘 赤穂荘
備前	牛窓別宮 雄鳥別宮 (片岡別宮)	牛窓別宮 雄鳥別宮 片岡別宮 肥土荘 御封米
備中	吉川保	吉川保
備後	御調別宮 梶原保	御調別宮 梶原保
安芸	美別符 三入保	呉保 松崎別宮
周防	石田保	石田保 遠石別宮
長門		大美祢荘 位佐別宮
美作	大吉荘 梶並荘 (伊志荘)	大吉荘 梶並荘
伯耆	山田別宮 内蔵別宮 (種別宮 奈良原)	山田別宮 内蔵別宮 種別宮 奈良別宮
出雲	横田別宮 安田別宮 赤穴別宮 枚浜別宮 日蔵別宮 新松別宮 白上別宮 大田別宮	横田別宮 安田別宮 赤穴別宮 枚浜別宮 日蔵別宮 新松別宮 白上別宮 大田別宮 石坂保

備考) () 内の荘園名は、極楽寺領。保元3年から元暦2年までの間に極楽寺領から宮寺領に移管された荘園は多いが、保元3年の宮寺領で元暦2年に消滅しているのは、安芸だけである。

ある。この事情について、田村裕氏は、知行国主平清盛の意向により、三入保はいったん国衙領にもどされて新熊野社に寄進され、かわりに松崎八幡宮領が三入保と相博されて石清水八幡宮寺領にあてられたのではないかと推定されている。三入保については、このように説明しうるが、美別符が消えて、呉保が新たに登場する理由についてはまったく手がかりがないのである。「美別府」が誤読ではないかという疑問はこの点からも生じてくるのである。

以上の原文書の検討によって、保元三年に石清水八幡宮寺領呉別符という荘園が呉の地に存在したことが判明した。この呉別符こそ、中世を通じて呉の公的指称であった呉保の源流・起源にほかならない。

二、国衙領安満郷呉浦

さて、保元三年、石清水八幡宮寺領呉別符としてはじめて史料上に登場した呉は、二年後の永暦元年(一一六〇)には、今度は美福門院領安摩荘呉浦として史料上に姿をあらわす。この安摩荘呉浦と呉別符とはいかなる関係にあるのだろうか。

安摩荘は、天永年間(一一一〇～一一一三)に鳥羽法皇の「勅定」によって立荘され、鳥羽院から寵妃美福門院得子を経て、二人の愛娘八条院へと伝領されていく皇室領荘園であり、おそらく立荘当時、江田島・波多見島・五箇浦・矢野浦

および呉浦を含む芸南沿海・島嶼部を荘域とする広大な荘園であったと思われる。鎌倉時代の仁治三年（一一四二）三月十二日の安摩荘江田島百姓等解によれば、江田島・波多見島・矢野浦それぞれに惣公文が置かれている。また、延慶元年（一一〇八）、波多見島公文が畿島社御供米の運上を独自に行っている。これらの事実からみて、安摩荘内の各浦・島は、それぞれ当初より独自性の強い徴税行政領域であったことが想定されよう。

ところで、安摩荘は、和名抄郷安芸郡安満郷をその前身とする。さらに遡って七世紀後半に五〇戸一里制にもとづき「海里」が置かれ、和銅六年（七一三）五月三日の郡郷名の好字への改字令（『統日本紀』、靈龜元年（七一五）の里から郷への改称により（『出雲国風土記』）、安満郷になったのである。藤原宮跡出土の「安芸国安芸郡□里／倉橋部□□調塩三斗」という記載をもつ木簡にみえる「□里」が「海里」であることは、ほぼまちがいないと思われる。「倉橋部□□」は、海里内倉橋島で編戸された公民男子倉橋部某であったと思われる。安芸国が貢納すべき調品目に塩、中男作物に「比志古鯛」があり（『延喜式主計』）、佐伯郡海部郷・安芸郡安満郷に住む海民集団は、調塩・海産加工品を貢納していたのである。また、遣唐使船・遣新羅使船や官船・官米運京船の水手役も頻繁にかかってきただろう。安満郷はこのように、広島湾・呉湾・安芸灘の海面、沿海・島嶼部の浦・浜・江などを

舞台上に製塩・漁業を生業としていた海民集団が編戸によって郷として編成されたものである。

以上のような律令制下の安満郷域は、はるか時代が降って平安末期になると、倉橋島は撰閥家領倉橋荘、蒲刈島は興福寺領日高荘、その他の広大な地域は隣接する内陸部を含めて（矢野浦は和名抄郷養濃郷の後身であろう）安摩荘としてそれぞれ独自に荘園化されていった。このことから推察されるように、平安後期には、安満郷というひとまとまりの行政徴税領域は失われていたと思われる。すなわち、荘園化する以前の国衙領安満郷は、江田島・波多見島・倉橋島・蒲刈島・呉浦などの独自の徴税領域に分割されていたのである。奈良・平安のながい期間のなかで、海民集団は、各浦・島において、原生林を製塩用燃料のために伐採した跡にできた荒野を焼畑に変え、しだいに分散・定住するようになり、その定住地を拠点に製塩・漁業・海運など多様な活動を展開していったのである。そのなかから成長してきた開発領主たちが、各浦・島の刀祢となり、公文預などに補任されたのだろう。かかる平安後期の国衙領安満郷域の自立化した各浦・島が、中央権門神社の要求する塩・海産加工品供御を貢納する荘園として、一一世紀末〜一二世紀初にあって立荘されていったのである。

三、石清水八幡宮寺領呉別符の成立

呉別符は、その名称から、国衙領時代の呉浦の中にあって、開発領主が荒野開発を条件に、一定領域の領有を国衙に申請し、国衙の裁許を得て成立する特殊な徴税領域「別符」の一つであった。「別符」は本来、開発の功として雑公事免除の特典を与えられるもの、所当官物を国衙に進納する国衙領の一形態であった。^(註) 呉別符は、かかる別符として国衙領呉浦の一部を割いて設定されたと思われる。それは、天永年間、呉浦をも含め、鳥羽法皇の勅定によって安摩荘が建立される以前の一一世紀末—一二世紀初頭のことであろう。

さて、呉浦における別符申請は荒野開発の主体は、呉浦の公文預クラスの開発領主であったにちがいない。この呉別符の開発領主は、呉を名字とする一族であったらしい。この点について、鎌倉時代の嘉禎四年(一二三八)九月二十六日能美荘宛て藤原(吉田)資経家政所下文に注目してみたい。能美荘は、呉灣を挟んで呉と相對する江田島と地続きで並びあり、佐西郡能美島を荘域とする皇室領荘園であり(本年貢分は安摩荘と同じく高野山に相折)、鎌倉時代、預所は吉田氏であった。公文職進止権をめぐる領家と地頭の相論に関するこの文書によれば、能美荘公文職中村吉平死後の天福元年(一二三三)二月、領家は「実賢」なる人物の妻になっていた吉平女を公文に補任したが、同荘地頭塩谷氏が公文職進止権を奪取しようとしたことから、領家は公文職を「器量者」に改補するよう荘官たちに指示した。ところが実賢の「非法」

「張行」(すなわち公文職改補の妨害)により、荘官たちは実賢妻の公文職を停止することができなかつたので、荘官たちは領家に起請文を提出して改補を求め、領家の手で公文職を能美秀家に改補した。ところがこれに対し、はじめ公文職について実賢を訴えていた地頭塩谷氏は、秀家への公文職改補を認めず、なおも実賢妻を公文職に還補して対抗したという。ここに登場する公文職を帯する女性の夫「実賢」は、『譜録』(能美太郎右衛門宣久)所収「能美氏略系」にみえる「呉左近左衛門尉実賢」その人である。呉保の保司または公文であったと思われる呉実賢は、妻を通して能美荘公文職を、事実上押領せんと画策していたのである。この呉実賢こそ、呉別符を開発し、石清水八幡宮に寄進した開発領主の後裔である。こうして、呉浦の迫々の原野に開発の鋏を打ち込んだ開発領主の具体的人格として、呉氏の姿がくつきりと浮かび上がってくるのである。

だが、この開発は、草深い農村から成長してきた開発領主呉氏が、独自に企画し、自ら蓄積した富によって周辺住民や浪人を募り、自力で推進していったとみることはできない。呉氏による別符設立は、石清水八幡宮神人の上分米(年貢^(註)神物)出挙活動と密接な関係を有していたと思われる。

延久四年(一〇七二)九月五日太政官牒によれば、延久荘園整理令の時点で、石清水八幡宮寺領は畿内近国六ヶ国三四ヶ所であった(うち一三ヶ所収公)が、約九〇年後の保元三

年には、三四ヶ国一〇四ヶ所（極楽寺領を除く）に増加している。もともと、石清水八幡宮は伊勢神宮につぐ皇室第二の祖廟として崇敬をあつめてきたが、白河・鳥羽院政期に急激に神社権門としての勢力を拡張していった。白河・鳥羽兩院ともに、頻繁に石清水八幡宮に行幸・奉幣・供養を行い、⁽¹⁶⁾一世紀末からは、恩赦にあたって伊勢・八幡兩社の訴えに触れた者は赦から除く、という赦文が出されるようになる。⁽¹⁷⁾この時期、石清水八幡宮寺を統括したのは別当光清であり、彼は康和五年（一一〇三）に別当に就任し、天治二年（一一二五）⁽¹⁸⁾任清に譲つて後も檢校として長期にわたつて実権を握っていた。彼の女子美濃局は鳥羽法皇に寵愛され、光清は美濃局を通じて鳥羽法皇の支援を得ていたと思われる。石清水八幡宮の歴史において、別当光清という男は特筆すべき人物であり、他の機会に調べてみたいとおもう。石清水八幡宮寺領は、白河・鳥羽院政期、とりわけ鳥羽法皇と結合した別当光清の社領拡張政策によつて一二世紀前半に爆発的に増加していったものと推定される。

八幡神人の活動が活発化するのもこの時期である。神人には、元来、神饌供御・神役勤仕のための交通特権、拷訊免除の特権があった。かかる特権を活用して、八幡神人は別当光清の指揮のもとで、とりわけ瀬戸内海沿海地域で荘園拡大政策を展開していったと思われる。神人たちは、上分米（神物）を預かつて諸国を往反して高利貸し活動を行い、開発領

主たちは開発資本を神人の上分米出挙に大きく依存していたと思われる。彼ら開発領主たちは、上分米出挙をうけるとともに、石清水八幡宮の祭神を産土神に勧請し、みずからも在地神人化し、開発地の上分米を「神物」となし、国衙による徵納を対捍していったと推定される。⁽²⁰⁾時代はやや遡るが、長元八年（一一三五）、但馬国八幡別宮司が「官物負累」のことで国府に召喚されたが、その奪回のため神人ら「数百人」が国府を攻囲し、神人側に死者が出たことから、国司源則理が配流されるという事件がおこつた。⁽²¹⁾この事件は、石清水別宮の「作田」の「官物負累」に対して、国司は納入を要求できないという前例をつくつてしまつた点で、重大な意味を持つ。

また、永久二年（一一一四）、八幡神人が備中国運上物を奪取し海賊として捕進されている。⁽²²⁾大治四年（一一二九）、保延元年（一一三五）に活発化する海賊も、⁽²³⁾諸社神人の諸国運上物略奪が中心であろう。それは一面では、神人側の論理では未回収分の債権（出挙利息・未済封物など）の強制取り立てであつたのではなからうか。呉別符は、別当光清の時代、かかる八幡神人の上分米出挙活動⁽²⁴⁾宮寺領拡大政策と密接に関係を持ちながら成立したと思われる。

すなわち、国衙領安満郷具浦の公文預クラスの開発領主具氏は、神人の上分米出挙⁽²⁵⁾高利貸しに開発資本を頼りつつ、みずから在地神人化して旧来からこの地方の産土神として住

人の崇敬を集めて来たであろう亀山神社に石清水八幡宮の祭神を勧請して別宮となし、神人の諸特権による国衙権力からの自由と引き換えに、石清水八幡宮寺からの金融的吸着をうけつつ、呉の荒野を開発していったのだろう。そして、所当官物を国衙に進納し、雑公事分を神役として石清水八幡宮寺に寄進するという条件で、国衙に「別符」開発を申請し、認可を得たのであろう。開発領主呉氏による呉別符の開発は、同時に、呉氏の八幡神人化、呉別符の石清水八幡宮寺領化であったのである。

四、呉別符の景観

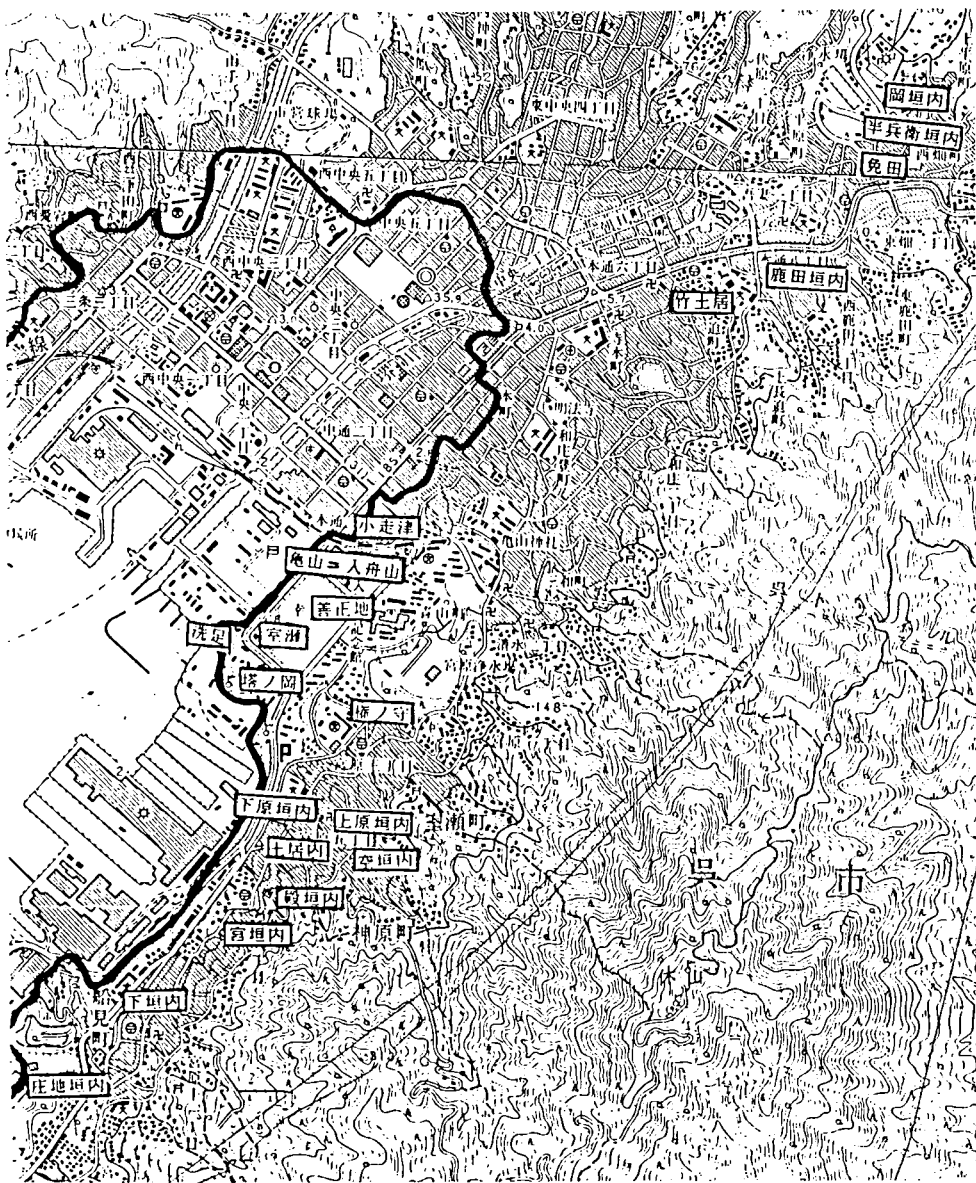
ここで述べようとする呉別符の境域とその景観は、もとより文書に確かな根拠を持つものではなく、近世の小字から推論したものである。地名は、その土地を舞台に生きた人々と大地との関わりの中で形成されるものである。ある一定の地域のある一時期に存在する地名群は、その時点までに幾重にも幾重にも重層してきた人間と大地との交流Ⅱ歴史の混然とした痕跡にほかならない。しかし、個々の地名がいつの時代の人々の営みを反映したものであるかは、自らは、何も語りはしない。したがって、文書史料による検証の手だてを欠いたままで地名から歴史を読む場合、つねに空想と恣意が介入する危険が伴う。本節の叙述は、あえて右の危険をおかして、旧宮原村・和庄村の小字から読み取ったかぎりでの中世前期

の呉の景観を、呉別符の形成と関連させて想像してみたものである。²⁴⁾

さて、呉別符が石清水八幡宮寺領として建立された以上、その境域は旧宮原村亀山神社を中心に拡がっていったと推定される。私は、ほぼ旧宮原村・和庄村を呉別符の境域とみた。近世、亀山神社の氏子組織は、宮原村（呉町を含む）・和庄村の人々を中心として構成されていた（『文化度国郡志』）。また、呉市の市街地の中央をながれ、呉湾に注ぐ堺川は、近世、和庄村と庄山田村を隔てる境界の川であった。もし、この呼称が、もっと古くまで遡るものなら、呉浦を別符方と浦方に分ける境界の川の呼称に由来するのかも知れない。

ところで、旧和庄村に「竹土居」の小字があり、それが「清水」「岡田」「横田」「河原田」「榎田」「雑魚田」の小字が囲んでいる。その北方には「免田」（東・西・南）免田」の小字もある。開発領主呉氏の相伝の屋敷地とそれを囲繞する門田、そして給免田に由来する地名だろう。「清水」は飲料水用・門田灌漑用の取水地であろう。この相伝の屋敷地を拠点に、開発領主呉氏は荒野開発に乗り出したのである。

いっぽう、旧宮原村亀山神社は、休山山系から西麓に呉湾に突き出す一支尾根の突端に位置しており、かつて神社があった「亀山」Ⅱ「入舟山」（旧鎮守府長官官舎、現入船山記念館・近世文書館）の周囲は、「鳥居東」「鳥居西」「宮畝」「宮下」「宮上楠」など、神社を中心に位置関係を示す小字



地図 旧和庄村・宮原村関係小字 太線は中世の推定海岸線（国土地理院発行、沿岸海域土地条件図「呉」から推定）

が拡がる。これらの小字自体はそう古いものではないだろうが、この亀山神社こそ、開発領主呉氏が、石清水八幡宮の祭神を勧請した呉別符の鎮守神であろう。

その南方（現在の国立呉病院）旧海軍病院、市民広場、旧海兵団練兵場付近）には「善正地」「赤御堂」「堂場」「法名」「法名道下」など、寺院・堂舎に関係ある小字が集まる。八幡別宮のいわば神宮寺として「善正寺」なる寺院が存在したことが想定される。さらにその南方には海に突き出すもう一つの支尾根があり、その先端部分の南麓を「洗足（千束）」その後方丘陵（現在の呉地方総監部）旧鎮守府、近世は宮原村庄屋青盛氏の居宅「月波楼」を「塔ノ岡」と呼ぶ。「塔ノ岡」は墓碑群のある丘を指し、「洗足」は、千僧供養に由来する地名と思われ、葬送の供養を行う墓地であったと思われる。この地は、戦国期には「千束要害」と呼ばれる城郭が構築られていたから、墓地であったのは中世前期までのことであろう。「亀山」尾根から「塔ノ岡」尾根の間は、神社・寺院・墓地を含む、呉の聖域を構成していたのである。この中世の聖域は、しかし、今日跡形もとどめていない。「海軍」が根こそぎ破壊し去ったのである。

ところで、亀山尾根は「入舟」とも呼び、北側の湾入部に「小走津」の小字が残る。これらの地名は、津泊の機能を有していたことの名残だろう。また亀山尾根と「塔ノ岡」尾根の「塔ノ岡」寄りの迫を「室瀬」と呼び、戦国期にすでに史料上に

現れる。「室」は、船の停泊地、港を指す場合があり、「塔ノ岡」の北側湾入部も港だったと思われる。近世呉港は、室瀬から尾根、こしの洗足南側を築港したものであり、室瀬の地先は新開が開け、町場が形成されていたが、中世前期までは、「亀山」と「塔ノ岡」のそれぞれの尾根先を自然の防波堤とする「入舟」⁽²⁷⁾、「小走津」および「室瀬」の地が、呉の港、すなわち「呉津」ではなかったろうか。石清水八幡宮は、瀬戸内沿海に、播磨松原荘・淡路鳥飼荘・備前牛窓別宮・備後神村・藁江荘（松永今津）・呉・周防遠石別宮（笠戸泊）・長門殖生荘など、港湾機能を持つ荘園を確保しており、九州の宮崎八幡・宇佐八幡から石清水八幡宮までを結ぶ独自の海上交通体系を構築していた。⁽²⁸⁾ 呉別符は、一面で、石清水八幡宮の独自の海上交通体系の中で不可欠の中継港の位置を占めていたのであろう。

和庄村・宮原村の休山山麓の迫々には、「――垣内」――河内」の小字が点在する。和庄村には「鹿田河内」「半兵衛垣内」「岡垣内」、宮原村には「（上・下）原河内」「空河内」「殿垣内」「宮垣内」「下垣内」「庄地垣内」などが点在する。宮原村の場合、すべて塔ノ岡尾根以南である。もとより、「垣内」地名のすべてが平安時代に起源をもつというつもりは毛頭ないが、神社・寺院・津を含む港湾集落の南方に拡がる迫々の未開の荒野に、開発領主呉氏を先頭に呉氏に組織された呉浦の住人たちが開発の鋏を打ち込み、柴や卵の花の垣を巡

らして周囲の荒野から区画⁽³⁰⁾、畠地を造成していった、その勤勞の爪痕が、「垣内」地名として今日に残ったと、私はみたい。宮原村に「土居内」の小字がある。これは、開發領主呉氏の宮原方面における開發拠点ではなかったか。呉氏はここに建設した倉庫に八幡神人から借りた種子・農料を蓄積し、各「垣内」の小農民に開發料・農料として下行し、隸屬關係を取り結び、領主支配を実現していったのではなからうか。

宮原村室瀬の東方には「権ノ守」の小字がある。開發領主の通称として、しばしば見られるもので、たとえば、平安末期の能美荘に荘方下司藤三權守宗能という人物がおり、また鎌倉時代の仁治三年に殺害された安摩莊江田島小公文紀為宗は、「中權守」(中郷の小字がある)と称していた。呉別符の開發領主呉氏の一族にも「權守」の通称を代々称していたものがあったのではなからうか。

なお、「垣内」地名は、当時浦方であったと推定される庄山田村にも、また宮原村の南境と接する警固屋村(安摩莊波多見島の一部と推定される)にもみられる。いまそれを列挙すれば、「松原垣内」「地垣内」「原垣内」「大年垣内」「元屋垣内」「下垣内」(庄山田村)、「垣内」「上垣内」「空垣内」「河内山」(警固屋村)である。

以上、地名の魅力にとらわれ空想の世界に深入りし過ぎてしまったが、近世の小字から具体的に呉別符の景観を復元する一つの試みと理解していただきたい。莊園文書に現れる地

名と照合してはじめて、地籍図の小字名は中世の特定の時期に存在したことを同定することができるのであるが、再三強調するように、呉にはそのような文書は今のところ皆無である。したがって、本節で私が地名を手がかりに推察した呉別符の景観は、検証する手だてのない、文字どおり想像にすぎない。ただ、呉においても、開發領主と勤勞農民による迫々の開發が一二世紀前期までに行われたことはまぎれもない事実である。「呉別符」の名称がそのことを何よりも雄弁に語っている。

五、呉をめぐる石清水八幡宮寺と高野山

開發領主呉氏が呉別符の設置を申請し、認定の国司庁宣を得て開發に乗り出したとき、呉別府とは別個に、旧来の国衙領呉浦も存在した。すなわち、呉には、浦方と別符方が並存していたとみられる。別符方は雑公事は免除されているが、官物は国衙に負担することになっていたはずである。たとえば敵島神社領別結解の場合であるが、「且依有由緒、且為存国益、彼兩郷内令開發所殘之荒野、准傍例神領宮別結解、任見作員數、於所當官物者以官米五斗代弁濟国库、以雜公事分欲令勤仕神役⁽³¹⁾とあるごとくである。国衙領安満郷のうち浦刈島・倉橋島を除く浦・島が鳥羽法皇の勅定によって立荘されたとき、呉は、浦方は所當官物・雑公事ともに鳥羽院^{II}皇室が取得するところとなり、別符方は、所當官物部分を鳥羽

院¹¹皇室が取得し、雑公事部分を石清水八幡宮寺が取得するという、複雑な収取関係のもとに置かれることになったのである。長承元年（一一三二）、鳥羽院三度目の高野山行幸の際、安摩荘本年貢分が、西塔仏聖供料として相折（分配）されて高野山西塔領となるや、³³呉の貢納物の分配関係はさらに複雑さを加える。すなわち、浦方雑公事分は鳥羽院、別符方雑公事分は石清水八幡宮寺、浦方および別符方本年貢分は高野山という分配関係である。この複雑さの中に、後述する石清水八幡宮寺と高野山との呉浦をめぐる相論発生の原因が胚胎しているのである。

ところで、呉別符が登場する保元三年十二月三日官宣旨は、石清水八幡宮寺別当勝清の解状にもとづいて、宮寺領荘園に対する別当私処分³⁴の停止、永代別当院主沙汰権の確立を認可したものである。宮寺領荘園の支配管理体制を大きく転換するこの決定には、別当勝清解状によれば次のような背景があった。すなわち石清水八幡宮寺が集積してきた「勅免官省符之地」「御封会料米便補保、数代国司奉免之上、又各被下宣旨、所知行来」という荘園・別宮群は、代々の別当が私的に門徒・妻子・眷族に処分し、公驗文書を後任別当に分付（¹¹引き継ぎ）していないので、公驗を取得したものが相伝だ譲状だと異論を企て、別当が沙汰するために使者を派遣しても、その使者を追い返し、所当を遁避する始末である。そこで今後は、公驗文書をたてに「領家預所」だ「下司公文」

だと主張する所領はすべて停止し、ながく「別当院主沙汰」としたい、というのである。この別当院主勝清解状は、主として神人の活動によって寄進・便補された宮寺領が、必ずしも宮寺機構によって全一的に統括されていたわけではなく、宮寺内外に流出したり、下司公文に補任された在地神人の私領化している状況を示している。別当勝清の申請は、宮寺領荘園群を別当を頂点とする宮寺機構のもとに一元的に統括・管理される別当院主直領として確立しようとした点で重要である。かかる宮寺領分散の危機を回避し、宮寺機構による一元的支配への転換を促す契機は、保元元年閏九月十八日に発令された保元新制であった。³⁵すなわち、保元新制では、国司に対して神社・仏寺の久寿二年七月二四日以降の新立荘園・本免外加納余田の停止、中央寺社の國中末社の神人濫行の停止を命じ、他方中央諸社司に対して神人文名・証文の提出、新加神人の停止、神領および神事用途の注進を命じている。かかる保元新制にもとづき、中央寺社に対する統制強化、神人に対する規制強化に対応して、石清水八幡宮では、宮寺領支配の一元化、別当院主沙汰権の確立を推し進めたのである。

以上のような過程で宮寺別当による直接支配下に置かれることになった荘園群の中に「呉別符」があったのである。すなわち、他の宮寺領荘園同様、「呉別符」も開発領主呉氏が別符司または公文として「相伝文書」を所帯していると主張し、宮寺への神役を必ずしも忠実に勤仕してはいなかったの

ではなからうか。保元三年官宣旨をよりどころにする別当院主勝清による宮寺領支配強化政策の影響は、こうして呉別符に対しても確実に波及してきたであろう。たとえば、別当が派遣する「宮寺使」による荘園沙汰¹¹開発領主呉氏の莊務権の制限、あらたな検注による田数の確定、「名」編成と給免田の設定などが、これにともなつて行われたのではなからうか。そしてこの過程で、他国に所在する封戸の封物未納を口実に国司に圧力を加えて官物部分の便補に成功し、「呉別符」から便補保としての「呉保」へと転換したのではなからうか。さらにこの過程で、官寺別当使と開発領主¹²別符司呉氏は、浦方をも呉保内にとりこみ、国司免判を出させることに成功したのではないだろうか。この石清水八幡宮寺側の押領に対して、従来、呉浦の浦方・別符方の所当官物の取得権を有していた高野山は、当然抗議を申し立てる。この抗議は、本家美福門院に提起され、美福門院から回答が寄せられた。それが、次に掲げる永暦二年六月二十八日美福門院令旨の条々のうちの一条である。

一 先日所被言上条々事、委令申上了、
一 荒河御庄庁御下文事

(中略)

一 安摩庄呉浦事

召取国司庁宣、成副庁御下文、遣僧正御許了、自彼定

被奉送歟、

(中略)

以前条々、令旨如此、仍執達如件、

六月二十八日

散位資隆¹³

この文書は、高野山金剛峯寺が美福門院院司藤原資隆を通して美福門院に言上した五箇条の申請についての女院の意向または処置を資隆が奉じて高野山に伝えたものであり、そのうちの一条に「安摩庄呉浦」に関する問題が含まれているのである。美福門院令旨は、「安摩庄呉浦」についての高野山の要請に対して、「国司庁宣」を「召取」り、「女院庁下文」を副えて僧正のもとへ送ったので、僧正からきつと高野山に送られるだろう、という。ここにいる僧正は東寺長者寛遍のことであろう。「国司庁宣」と「女院庁下文」がいったん東寺長者を経て高野山へ送られるのは、東寺一長者が高野山検査職を兼務していたからである。

さて、高野山の要請に答える「女院庁下文」の内容は、呉をめぐる上述の動向から推量して、おそらく、石清水八幡宮寺領呉保の宮寺使・保司公文・在地神人らによる呉浦本年貢¹⁴高野山西塔仏供料の対掉・抑留の停止、高野山への進納を命ずるもので、宛所は呉保保司・公文らであったと思われる。「国司庁宣」は、美福門院が在京の安芸国守藤原隆行に命じて留守所か在京官人・呉保司らを宛所に作成させたもの

で、内容は「女院序下文」とほぼ同一のものであったと思われる。すなわち、高野山は本家美福門院に愁訴し、その権威を背景に、呉浦分の仏供料米の確保を画策したのであろう。だが、高野山のこのような努力にも関わらず、呉浦は、ついに安摩荘に引き戻されることはなかった。石清水八幡宮寺と開発領主呉氏によって築かれた呉浦に対する現実の支配の前に、たんに本年貢の取得権を有するだけの高野山が得た一片のお墨付きが、どれほどの力を持つだろう。

この時期、安摩荘の領家職は平頼盛、安芸国守藤原隆行の叔父隆房の妻は平清盛娘であり、安芸国は平氏知行国であった可能性が高く、³⁸⁾安摩荘自体は荘園としては安定していたと思われる。にもかかわらず、本家美福門院・領家平氏が呉浦を放棄せざるを得なかったのは、開発領主呉氏の領主支配が呉浦全体に浸透し、さらにその上に石清水八幡宮寺による支配が加わっていたからにはかならない。呉浦に対する領有権問題は、おそらく、石清水・美福門院・平頼盛・安芸国守の間で政治的に決着をみ、呉浦は石清水八幡宮寺領呉保に一元化され、一二世紀初頭以来の複雑な分配関係が清算されたのであろう。石清水八幡宮寺領三入保が新熊野社領三入荘に変わったことは、右の政治決着と深く結び付いているように思われる。鎌倉時代の安摩荘は、江田島・波多見島・矢野浦によって構成されており、呉が安摩荘として登場することはもはやない。

六、石清水八幡宮寺領呉保のゆくえ

一二世紀後半、呉は石清水八幡宮寺領呉別符と美福門院領安摩荘呉浦の並存状態が解消され、石清水八幡宮寺領呉保に一元化された。そのとき開発領主呉氏は、呉保保司または公文に補されたに違いない。

一二世紀末の治承寿永の乱は、呉保とそこに生きる人々をいやおうなく戦乱の中に巻き込んだ。元暦二年正月九日、源頼朝は中国筋の石清水八幡宮寺領に対する源氏軍の「守護武士」による年貢抑留・兵糧米催促の停止を命じる下文を石清水八幡宮に下している。³⁹⁾八幡宮からの訴えにもとづくこの頼朝下文のなかに、はじめて「呉保」の称が「往古神領」の一つとして登場するのである。そして、「先例」にまかせて「宮寺使」の下知によって沙汰することを確認している。前年の元暦元年七月頃には、「鎮西多与平氏了、於安芸国官軍、⁴⁰⁾早々、六ヶ度合戦、毎度平氏得理」というように、安芸でも源平両軍の激戦が展開され、ようやく一〇月頃に平定されたらしい。この間、安芸地方の庄公には源氏軍の兵糧米徴収が強行され、また平氏軍の海からの略奪にもさらされたことである。呉保も例外ではなかったはずである。

呉保の開発領主呉氏が、この争乱にいかに関わったかは、これまた想像する以外すべはないが、当初は、他の安芸国武士とともに安芸守Ⅱ嚴島神主佐伯景弘に従い平氏に属したこ

とは確かであろう。だが、源氏軍の西国進出にともない、安芸源氏の有力在庁葉山城介頼宗が反平氏の軍を起こすや、近傍の武士たちの多くは平氏を見限り葉山氏に追隨したのではなからうか。「能美氏略系」によれば「呉左近左衛門尉実賢」の妻の祖父中村為平は、「源平乱之時、属源氏於安芸国府早馬立城戦死」したという。安芸国での激戦は、国府早馬立城をめぐる攻防だったのであり、能美荘の中村為平は源氏方葉山城介頼宗に与同して戦死したというのである。呉保・安摩荘の公文・住人らも、元暦元年夏あたりから相次いで平氏を見限り、葉山城介頼宗にしたがって源氏方に走ったのではなからうか。能美氏と共に呉氏が鎌倉時代を生きのびたのはそのためであろう。

鎌倉時代にはいると、石清水文書の中に呉保に関する文書や記載を見つづけることはできない。神事・仏事用途の月宛荘園にも指定されておらず、石清水八幡宮の重点荘園からはずされ、しだいに退転していったのであろう。南北朝の動乱期にふたたび史料上に現れる呉は、もはや石清水八幡宮寺領としてではなく、東西条（賀茂郡内の西条盆地から黒瀬川流域、さらに沿海地域）を中心とする周防大内氏分国の縁辺部に、蒲刈島・倉橋島・能美島と共に組み込まれていた。⁽³⁾ 鎌倉後期には、国衙領東西条などと共にすでに守護領化していたのだらう。

だが、平安末々鎌倉初期に確立したであろう、呉保の領域

・支配機構（たとえば下司・公文・物追捕使などの荘官、検注・収納・結解などのしくみ）・内部編成（名・給免田など）の基本枠組は、呉保の名称と共に戦国期まで一定の変化を被りながらも存続し、住人の生活と支配関係を規制しつづけたのである。呉保の名称は、天文十四年七月二十三日山本房勝宛て大内義長判物に「呉保内式拾壹貫余」、弘治四年四月九日木村五郎左衛門宛て打渡状に「呉保坪付 合田五貫文⁽⁴⁾宮原之内」とみえ、天正二年二月九日岡和泉守宛て小早川隆景宛行状に「呉保五名之内五拾貫之地」とみえる。そして、これらの史料から、中世後期の呉保が貫高によって表示されていたこと、最低「五名」すなわち五つの「名」によって構成されていたことが確認される。宮原村の小字「国広」、庄山田村「末信」などは、かかる「名」の名称の名残であろう。

中世後期の呉は、大内氏水軍の中核「三ヶ島衆」の一翼を担う呉衆（山本・檜垣・警固屋氏ら）の根拠地であった。呉衆の動向の一端は、前掲拙稿「中世の呉」で紹介したが、またいづれ機会を改めて詳論したいと思う。

註

(1) 『館報いりふね山』創刊号

(2) 原文書の写真版を見ると、第一紙と第二紙（宮寺領を列挙した部分の河内国の二行目と三行目）の間で、書体・紙質が明らかに異

なる。第一紙は書体・紙質ともに新しい。桐九箱四巻の表題に「但口損失之間以写書統畢」とあるように、後に書写、張り継いだものである。『大日本古文書』は、この点も明示していない。

(3) ただし、竹内理三編『荘園分布図』下巻は、賀茂郡内の別府、下別府を、疑問符付きで「美別府」に比定しており、『広島県史』古代中世資料編V（以下、古代中世資料編は『県史』Vのように略記）もそれにならっているようであるが、必ずしも根拠あつての比定ではない。

- (4) 『県史』V、六六三頁、石清水文書（田中文書）三号。以下、史料の出典は、『県史』古代中世資料編所収史料については、すべて「県史」による。
- (5) 『県史』V、六五六頁、新熊野神社文書一号
- (6) 『県史』通史編原始古代、四五五～六頁
- (7) 『県史』V、一〇〇三～四頁、高野山文書一号美福門院令旨（宝簡集二五）
- (8) 『県史』通史編原始古代、四九一頁（田村裕氏執筆）、同中世、八九～九〇頁（角重始氏執筆）、『国史大辞典』第一巻「安摩荘」（渡辺則文氏執筆）、『角川日本地名大辞典広島県』「安摩荘」
- (9) 『県史』III、一〇七～九頁、卷子本岐島文書七一号
- (10) 『県史』II、一二五～一頁、岐島野坂文書一七七一号安摩荘岐島社御供送文
- (11) 『藤原宮出土木簡概報』（四）
- (12) 海民の動向については、網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』第一部第一章「海民の諸身分とその様相」を参照。
- (13) 大山喬平『日本中世農村史の研究』第一部III「国衙領における

領主制の形成

- (14) 『萩藩閥閥録』巻七〇、能美三郎左衛門
- (15) 石清水田中家文書（平安遺文三一〇八三号）
- (16) 『石清水八幡宮史』首巻「石清水八幡宮編年史」
- (17) 佐竹昭「平安中・後期の赦について」（広島大学総合科学部紀要・地域文化研究9）
- (18) 注(16)「祠官家系図」に、光清の年譜あり。保延三年九月二十四日入滅まで「寺務卅四年」とも「卅五年」とも記す。
- (19) 『尊卑分脈』紀氏
- (20) 神人の動向については、黒田日出男『日本中世開発史の研究』第三部第二章「中世成立期の民衆意識と荘園体制」、戸田芳実「王朝都市と荘園体制」(岩波講座日本歴史古代4)、網野註(12)第一部第一章「天皇の支配権と供御人・作手」などを参照。
- (21) 『平行親記』長暦元年五月二十日条
- (22) 『中右記』永久二年三月四日条、五月二十四日条
- (23) 『長秋記』大治四年三月五日条、『朝野群載』（巻十一）大治四年三月検非違使移、『長秋記』保延元年三月十四日条、同四月八日条、『中右記』保延元年四月八日条
- (24) 「安芸郡呉港旧地形図」「呉市字名図」。両地籍図の閲覧や現地比定などについては、呉市近世文書館の福田俊輔・宮原千香子両氏、呉市史編纂室の千田武志氏のお世話になった。なお、『呉市史』（戦前版）第一輯第三編第一章第二節。警固屋村の「垣内」地名については、呉市役所警固屋支所蔵明治四三年一月調製「広島県安芸郡警固屋町全図」による。突然の閲覧希望に快く応じてくれた支所長に感謝したい。

- (25) 『県史』V、四二二～二頁、乃美文書正享五号、大永五年四月七日陶興房書状、同六号・七号、同十日大内氏奉行人連署書状
- (26) たとえば、播磨室泊、周防室積、安芸倉橋島室尾など。
- (27) 『平賀家文書』(大日本古文書) 二四三号。安芸東西条所知行注文に「呉津」がみえる。
- (28) 河合正治『瀬戸内海の歴史』六五～六頁
- (29) 平安時代の「垣内」については、直江広治「垣内の研究」(史学研究) 八東京教育大学V一九五八年)、水野章二「平安期の垣内―開発と領有―」(史林六五―一三)
- (30) 戸田芳実「一〇～一三世紀の農業労働と村落」(大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』所収)
- (31) 『県史』V、三二九～三〇頁、「譜録」(能美太郎右衛門宣久) 嘉禎二年三月日安芸国能美荘々官等注進状
- (32) 『県史』III、一〇四頁、岐島野坂文書六八号、仁治三年二月日安摩荘内衣田島牒案
- (33) 『県史』III、二二一～二頁、新出岐島文書三八号、安芸国一宮神主佐伯景弘解并目代依字宿称外題
- (34) 『県史』V、二六一～三頁、高野山文書二六一号、高野山檢校帳
- (35) 『兵範記』保元元年閏九月十八日条
- (36) 註(7)
- (37) 『東寺長者補任』(『新校群書類従』卷五六)
- (38) 『県史』通史編原始古代四五二頁(田村裕氏執筆)
- (39) 註(4)
- (40) 『県史』I、三七五頁、『玉葉』元暦元年八月一日条

- (41) 源平内乱期の安芸国、とりわけ葉山城介頼宗の動向については、秋山伸隆「毛利氏の国人領主制の展開」(『芸備地方史研究』三一・一三三号)、義江彰夫「国衛守護人補考」(『歴史と文化』XIX)、『県史』通史編中世I「鎌倉幕府と芸備両国」1「治承・寿永の内乱と葉山氏の没落」(錦織勳氏執筆)、角重始「安芸国における荘園公領制の形成―在序葉山城氏を中心として―」(日本史研究二七五)
- (42) 『石清水文書(田中文書)之四』(『大日本古文書』)、年中用抄上
- (43) 註(27)
- (44) 『萩藩閥閥録』卷一六八、浦図書家来山本宇兵衛
- (45) 『県史』V、一四三三頁、『芸備郡中土筋者書出』所収文書二〇〇号
- (46) 『萩藩閥閥録』卷九六、岡与三左衛門

〈補註〉

本稿三〇頁に掲載した地形図は、国土地理院発行の二、五万分の地形図「呉」「吉浦」を使用したものである。

(一九八八・八・三一成稿)